

## 近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

東訓永彙記

再改

五



經濟學部 研究室
5
1621

經濟學部  
研究室

5

1621

高永七寅年

十卷之内

家訓承續記再改正 五

主従之系

男女兄弟備系



經濟

41216

主従之序

目錄

一 可貯之事

一 陰徳仁義之事

一 主人代習事

一 日暮年事



- 一 主従心均奉
- 一 身代永思終身忘奉
- 一 主人に諫言奉
- 一 名将侍方奉
- 一 身代候へ世及言役奉
- 一 凡人候心戒へ奉

- 一 中年者三宜奉
  - 一 身代別家波御奉
  - 一 分家者以
  - 一 身代別家務者五勤三好奉
  - 一 是より前より自山廣く身代
  - 一 主役方侍方 主従厚く心得廣く
- 多くあり

一 賞罰の功と罪

男女の情の類

目録

一 婦人貞女と事

一 女と事

一 都の男女戒と廉の徳と  
系考のりく廉と

一 鰥寡を哀じべと事

一 女子愛の志が望と事

主從之事

一 下賤之者に其弊之者鳥獸  
等之親妻子之妬已之妬は解  
入用有之者是亦年より其心  
掛身一別而其公信は者己之掛  
不直者主家之忠節及同知  
一家長久之恵ハ唯正金也實也

せそ祿を厚し 隆徳を修じ義  
積智信尚智仁勇とく勇氣  
あり時を人小侮ふ事の精者  
流く衣心御ありしを用也  
人有時を令張敵也を修ふ  
者是より紀人あり時を我利小

有まじき事難通し用をかなざり人  
の徳も我の月の賊の朽車一何なる  
あり唯人よ何の事也是を人あり  
時を賊集人あり時を賊散と智  
し流く平代を衣し心御ある篤  
實し者も徳も永續し行要し

一 主人代習の要所其家凡心得居  
親之侍奉の習いも徳之性情可也  
先代通にも系ふぬ事一有る也又  
家来も先主之仕法心得居るは  
徳と同師通に親吉仕て中子同徳に習  
習是又徳之存道方遠有る者いふを師先

代と名相違はるる逸く下二道りも次  
酒世方中一の徳の徳を習ふといひ  
先心可友と物—— 兎角版切  
空より通にも系ふぬ者也其  
法に守心といふ徳言——  
我も徳を承年しる家習い——



今七十ニ至矣家業及皆自分  
子方之者ニ年齡も然らば力  
中子曰汝ハ海島平孝ノ重役也  
櫻ノ一ツ夏自然相違也。柳も其  
威光強ク我存生ノ日亦遠を以抱  
我懐ノ者も智ノ多量也ナリ

一也也も亦仕在候者即之者存余  
亦一ツノ新至ニ有也。柳も亦細く  
以故之自然末那儀若し。有也  
柳も亦人ノ中ハ振も此ニ有遠  
物ノ有也。あハ且家業ノ先業  
有也。亦我懐ノ者也。心起

主新しき一冊の行をとりて其若くは家  
ち印して之を辨家好くしむる道也  
物一——と云ふ人の才指し  
如くは取事と云ふ以後の利道先  
免前屋の体——と云ふ候に後言校  
了——所要也此後至後

一月の候——若くは書し少くも  
其才思なり——と云ふ思ふ者なり  
一主人の才思なりと云ふ思ふ者なり  
若くは物も進も同様なり今七十  
七の才思なりと云ふ思ふ者なり  
凡そこの才思なりと云ふ思ふ者なり

望之者用いりて一先切りて  
専考へり事の人にも書のをりて  
陳思忠味ゆりて

一君哉思ふも才を思ふも才依至  
家界上世一く後く唐多矣全取裁  
本心ツ候あまは自然らむ悟志初

本心一一家表の時名終才の  
身心も不岐りて身依自然  
下り候一及り所踏止く一  
あま也

一平代共一同息義心とを勿論し事也  
人へ臣一教ふ事は是れ也

主従の物に違ふも忘るべきは是道也  
謂れども年久しく忠勅を法に  
以て務めたる人勿論ありて在  
る者旧仰りし如くありて  
未だ其の心を教せざる人唯起  
るに及ばざる也

何れも忠臣とて人を知るは  
ありしを教ふる時既に己も  
福せざるも其の薄くも己も  
いふに及ばざる人其自ら主従  
の心起す者長しき事  
いふに及ばざる也

一 主人の道事しもの全く長たる者方  
諫言少くありし御方 先其者寫  
思慮しし 海く忠義を考りし如  
く 不用し道内心怒りし捨つる  
忠節く形角至家をしるし主人  
身を備先家内し風和合しし是

收く言事少く外し後堪思申しして  
家政あり先し後斗し専り是を  
備く長くと備我しし心意立  
りしと道一旦に捨つる道理其末  
忠長ししと波しし何れも思慮  
ししと家をしる先し後所あり



心付屋

一主人名得之仕の時志を成す  
夏人志を成す時志を成す  
車一告及性必時志を成す  
夫を自り御と心得長考已  
世帯一持し御と方をも用ゆる

車一と知らば主人に如く是を成す  
と志を成す時志を成す  
旅よあふ心王家よ志を成す  
之自り御と方をも用ゆる  
世帯一持し御と方をも用ゆる  
後より社界の志を成す



願ふは汝の行若者あり。其の如き  
一書なり。又抄文部主の又夫人出展  
ありてわが友人書中の一書なり  
御影の一事なり。候者見候は  
是より主家へ御影傳は筆紙  
自ら世帯に持し御影の事なり

切符ツのいふ主家御中一紙なり  
御影の事自ら世帯に持し御影の  
書は若くは有る候。然れども一紙なり  
ありて友人にも見座。一書なり。御影の  
事御影傳者。其の事一書なり  
御影の事自ら世帯に持し御影の事

そのたゞのむくも

一 千代共伝く世に——重役を勤

つ海は忠節の家統も口伝

や知りしまじりの者も時あふ

柳は役をたゞましく所も初候

表文に——風巾褌は長女語を衣

重役は勤——と評もいふ所も

有るにあらざる場を——批判し

る當り書く世に役も——重役

未だ人々——生涯を戒む

者も少く其人——重

役を用いし時を——重

後了 後勿備

一 凡人柳之車人の物なる後出外  
しと自後く人の懐起るものや  
而女己の面所を可弁あるは  
有るに 別は常同柳の  
者在の類美 一 昔者之逐運

厚令残之像成るものありて  
述もり事 一 歴ありし時  
也其の義事 一 心付  
六丁柳の令懐くも  
一 美ありて道に事 一 志ありて  
一 志ありて代に 一 後了も

自後多岐のともをぬく——  
何事にも能く長くし物事の後心  
必し是れを以て馬鹿も利振振致  
吾人唯在りし利振振色は後  
まもぬきのなれとまゑりゆ  
よき故なりし時辰の神時

をよひいりりし時辰の神時  
並券の所を末の乱ちがぬ心致  
そのや及事一のまを希ひ深  
昔の事なりし

上り下り及好車の美り記  
蓋しん言せぬのいりし

一 我家年代之始を五月丙申年若  
之を始標記す。其後並に之  
を之の二年に始りて序なり  
又其とあるは以て後世に始  
都るを川と申す如し。其  
ありし時を相合す時を後と得ん

申年丁酉夜に始りて序なり  
一 年抄兵別家任少卿在南に其去  
今を以て以て序なり。今に序なり  
前之者如夜に始りて序なり  
又直平亮如夜に序なり。其別家  
之を在信抄山言ふを以て序なり

主簿 役 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

一 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

一 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇



納い子件一と都念死のみる多家法  
人死る何色道子山物又高貴  
向気且天返半一も中絶仕  
少財取得之者道之上運波名  
大に古後也少者も修之節辰者あり  
善果を積む旅女家印之類に

用立少一少付法合可古下り具ハ  
席一取一也一由惑彼気も枝城  
再部如部りも此三惑染之穀生  
本由一也

是より先前より付属  
之直也再定之記

文政二年

一 掛天の事以著海軍泊所出入帳

事記了

日記已年

一 年々之書ニ至りて代々明年ノ福利  
并治令又ニ其政ヲ了ルベシ  
一 毎年正月唐郵ノ却定アリテ其  
本増減ノ表唐員令ノ抄書ニ  
抄ルベシ

一 手代共ニ世系性ノ同郡ノ夜分  
上席ノ者向ツテ其ノ手代實ノ

一 手代共ニ世系性ノ同郡ノ夜分  
夜所定ノ見ニ是名夜分改メ  
たれ也

日六五年

一 沛乃及之沛泉正梅合居如御  
然合居以者脚手正紙一付以  
在成業以时之在是中以之在缺  
人一与人定益一 一 在者  
御手正紙能了之

一 髮此結以時之流以之在都  
おのち中より又流了之  
一 衣服お牙外道以之在及此俗形  
容も氣も甘息凡之在及此俗形  
一 言徳可寧起産也礼之在及此俗形  
一 都之人之厚味也之好者也

然も家内費目への食車一り  
お女ふあー是世帯一り  
納付一り常一原味を喰ひ  
平た女もたも色業腕も  
ものもあふん増も  
ものもあふん増も  
ものもあふん増も

所得も一り自分賃調我好お  
お女ふあー是世帯一り  
納付一り常一原味を喰ひ  
平た女もたも色業腕も  
ものもあふん増も  
ものもあふん増も  
ものもあふん増も

一 酒吞屠りふは碎る主人く自  
りつらく意が五斗いり一  
し君身は智は日改り事  
一 事一 空の時に福を  
有財を 年月一 事一 好まぬ  
う衣を那も 唯あ一 事一

節一 一月際友あう衣を  
起りの也 是戒む  
の者名 重役より  
事一

一 夜分 病の節主人  
病を以候し 他病氣



菟居ツヨリ番シ者モ免レ居ツ上ノ礼  
亦シ次ニ了ル人ト又シ泊ル者モ在レ礼  
可ク多ク車ト以テ重ク及レ居合者モ  
不レ流レ横ニ接レ候ニあらしく  
一 朝ニ水をきつくは夜をあれ持来  
佛歸りし一一意仏意心智智也

一 神佛燈明あり時段  
一 總音あり折り候に 是を下す  
一 靈眼成人前段  
一 月ノ三ニ日神酒太神宮亦可  
都合三ノ折限備下し他期日  
十五日正八日夜三日事大

一 由唐抄唐之款古多人ハ勿編龍談  
之方ハ勿及之御指ハ勿済之及  
編之多人ハ紙ハ御之ハ勿及之  
下之ハ勿及之ハ勿及之ハ勿及之  
ハ勿及之ハ勿及之ハ勿及之  
ハ勿及之ハ勿及之ハ勿及之

一 由唐抄唐之款古多人ハ勿編龍談  
日之書方ハ勿及之ハ勿及之  
紙ハ御之ハ勿及之ハ勿及之  
ハ勿及之ハ勿及之ハ勿及之  
遠年也  
一 年代共後後之ハ勿及之ハ勿及之

遠方より古蹟古物古守を  
相所より主役古部  
り及てあり  
り及て者御より  
主役は是天下の  
言長は者い殿也

之者退役は  
り及て者御より  
主役は是天下の  
言長は者い殿也

文政十一年

一 公人巨抱以知主人且目之  
物とせしもの物在國に御  
及文通並に御見なん物とせ  
しもの物に御見なん物とせ  
しもの物に御見なん物とせ  
しもの物に御見なん物とせ  
しもの物に御見なん物とせ

一 公人巨抱以知主人且目之  
物とせしもの物在國に御  
及文通並に御見なん物とせ  
しもの物に御見なん物とせ  
しもの物に御見なん物とせ  
しもの物に御見なん物とせ  
しもの物に御見なん物とせ

但月名は二月限寧多終は後より  
早速後状物にせし一 廻り二直  
以物又二直と物に考ふ 由ありて後  
し一は折程動しと一高懸物に

一 衣子傳彦の御夜具物未ゆ物  
一 一 衣物伝彦の程に書寫

人彦に。一 書寫

一新親の御書賣の衣に更し御衣  
三人新多言書人衣附物に衣  
其外伝彦の書し一 而も折程に衣  
其都の書し一 而も折程に衣  
其外 一 書し一 而も折程に衣

高橋を以て其の徳を記す  
主人威光を以て其の徳を記す  
我家を以て其の徳を記す  
客人を以て其の徳を記す  
物名を以て其の徳を記す  
事名を以て其の徳を記す  
家名を以て其の徳を記す  
人名を以て其の徳を記す

高橋を以て其の徳を記す  
主人威光を以て其の徳を記す  
我家を以て其の徳を記す  
客人を以て其の徳を記す  
物名を以て其の徳を記す  
事名を以て其の徳を記す  
家名を以て其の徳を記す  
人名を以て其の徳を記す



了——慈順教好——此若言惡心  
之——其——在——此——去——去——版——  
眼——心——心——心——心——心——心——心——  
中——心——心——心——心——心——心——心——  
心——心——心——心——心——心——心——心——  
心——心——心——心——心——心——心——心——  
心——心——心——心——心——心——心——心——

在——心——心——心——心——心——心——心——  
且——我——家——名——從——代——之——相——干——觸——世——也——  
自——身——之——五——般——世——之——惡——人——之——代——去——皆——  
亦——有——心——心——心——心——心——心——心——心——  
也——師——道——心——心——心——心——心——心——心——  
諸——矣——心——心——心——心——心——心——心——心——

夫人より教員に教員—といふ  
易い事より夫人の教員は子  
を導く自然と臨急胸の事  
は者や場所等よりいふは世に  
あつた—知年よりいふ  
るも容易の事と云ふは世

に属し候可き事よりいふは  
—付と云ふ候も其に非し未だ  
も存するに非し—と云ふは  
其の真摯なる自ら述べて  
人—其の事—性—余得るは  
其の事—夫人の事—

予は、且、南家代の事、  
其、人、の、事、を、  
其、心、を、  
其、事、を、  
其、事、を、  
其、事、を、  
其、事、を、  
其、事、を、

予は、且、南家代の事、  
其、人、の、事、を、  
其、心、を、  
其、事、を、  
其、事、を、  
其、事、を、  
其、事、を、  
其、事、を、

一 倭の産物も容易に流るる  
元平年一冊積少技の二成  
物も車一のるは流るる  
一 前書より新親出度仕切  
夜遊のりて流るる  
少の物も一倭の流るる

一 流るる中一後りるる  
一 一之と格差あり  
一 物事一も一  
積少のり増補のり  
一 一之と格差あり  
一 一之と格差あり

一 海の五段の御一あり制の仕方  
種々丸抄つるは在る一府  
を命ぐ悪人巨抱の物は何  
ごうごうの事又是を誠の  
ものより傳へ置るを知り  
一新規の法は是の四段の法

を以て是の心とて併相續す  
し及んば是の法は日頃骨好  
居る事

一 四段の法は此の法に在るも亦  
修業の事とて心とて別心有  
し然れども其の法は新しき他

一 一 附 名 修 辰 名 出 入 道  
有 一 心 附 一 心  
主 人 出 入 柳 名 辰 名 一 心 附  
急 喚 一 心 附 一 心

一 一 附 名 是 柳 之 供 仕 一 心 附 名 辰 名  
一 心 附 下 仕 一 心 附 名 辰 名 一 心 附 名 辰 名

一 一 一 一 一 一

一 一 附 名 是 柳 之 供 仕 一 心 附 名 辰 名  
一 心 附 下 仕 一 心 附 名 辰 名 一 心 附 名 辰 名  
石 且 柳 之 供 仕 一 心 附 名 辰 名  
一 心 附 下 仕 一 心 附 名 辰 名 一 心 附 名 辰 名  
一 心 附 下 仕 一 心 附 名 辰 名 一 心 附 名 辰 名



如くしるゝものありては、  
其の義

一人二年を以て言ふ人用ふあり  
は、  
年を初老と云ふ花の形より  
数々の花の事、  
六十、七十、八十、九十、及、  
百、

利根、  
物事、  
若くは、  
同、  
若くは、

老印之人、身系る者、  
一見、娘、汝、何、分、家、  
勤、可、家、何、者、  
亦、勤、以、役、也、  
事、一、反、之、  
之、道、  
訪、情、面、改、  
此、名、  
所、  
庶、  
有、  
友、

只、其、店、之、  
也、  
辰、  
牙、  
と、  
亦、  
也、

近世の世の中も多量の事——より老若  
少抱ひ節或る色態令態に違ひるを  
識之礼心持たぬあり 此後之節中  
以下ハ多収五示ハ持たぬ人亦之  
重収之者ヲ法ヲ犯——其後出  
ツ御心付——其先の心也後也

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

手後きらく却る所方親後二可也  
ツキ——以後手控二多向一也ツキ者  
有ツキ者ち若許二者故知ツキ  
有向二ツキ者味二多法二五個ツキ  
古ツキ也必等因二もも事一也ツキ子  
後ツキツキ者所後後事二ツキ者

一——二日二事二向二也二事二人二重後  
其者生二居二也礼也一物一也又二也  
事二心附二多先二の所二事二也ツキ——  
一悔人後言二也ツキ二事二初二也者後  
者有心二付二也ツキ二事二也ツキ  
利二也ツキ——二事二也ツキ二事二也ツキ

すうとてい惑るものなりけり後終るに  
爲入るは行要也

一主人に陳言して國の政務を治むるに  
用ひしり  
以て其素和の意を以て自然の長を  
よむべし是も其書に條あり  
書いしゆふも其入るは行要也

あり雲ハ神佛に百五なり物  
い

一我ち家以ち其は仕ツ得る事あり  
冠者の長を以てしりとの事  
又則ち其もたなく都は行  
くは得くは後其は仕る者

心解入心事以心入心之の如也  
又心之の如也心之如也  
古事の時を如事曲の如也  
心者之如也一相又我亦他人  
心之念頃之者も一又所中  
心之如也

一 事公人 且心 於女 考女 都心 於心  
地心 如心 悦心 如心 如心 如心  
心 一 心 一 心 一 心 一 心 一 心 一 心  
心 一 心 一 心 一 心 一 心 一 心 一 心  
心 一 心 一 心 一 心 一 心 一 心 一 心  
心 一 心 一 心 一 心 一 心 一 心 一 心



志くド全いちりー女所を大群を傷  
有之者し重なる大族を得この世  
疾くその方便ありのいふ言る取  
しつ得る者外に云ふいふ其公  
人ものいふつ時ふんふふとちふん  
ワ族工凡はく者も亦族人の客

右日族をく強くし一辰ツ古  
物之多時ツあるものいふは遠く  
志し入世先なるは何事も悪  
事し得べし  
一先亦勤者めも夫の縁有との  
心府之柳樹娘はよこふ物あ持来

海印に在る吳田より別荘を築き置り  
りしきこのころ古新の意に内食  
本振舞子も伯ッ海に遊幸也  
此名戸ハ偶々所へ幸一反其の  
少産あるり也亦南へ返礼も  
其ハ分半一やれ其南戸と云

有く数日毎に女粧の上り申に在り  
少者南時へ祈る大休す物一日合  
吉戸位も多し一十年一々合  
此後にも及く祈る南窓へ海子  
心未酒食のみ泊いぬと控り出産  
物も少く申るも御返礼を申

昔一少一得あるは。一得は  
多ク者有るは。其處より。あつたは。其  
南戸より。二切は。返礼。給うた  
却。り。は。其。毒。身。は。其。出。罪。は  
其。出。罪。は。其。出。罪。は。其。出。罪。は  
其。出。罪。は。其。出。罪。は。其。出。罪。は

是の一人。心後。其。心。は。其。心。は  
其。心。は。其。心。は。其。心。は。其。心。は  
其。心。は。其。心。は。其。心。は。其。心。は  
其。心。は。其。心。は。其。心。は。其。心。は  
其。心。は。其。心。は。其。心。は。其。心。は  
其。心。は。其。心。は。其。心。は。其。心。は  
其。心。は。其。心。は。其。心。は。其。心。は

及む子性の得る事

一 子性其は世にあらざる主人の脚上

之亦其に著る節の辰辰に致

了然の世公人仲る音物も其辰

辰に言ふ所也

一 治令之政に戸表の市場所相有

高令之務也

園宿る田舎の事一高令之務也

其亦其時に登表の事其人相也

いふ事下有る事一其辰の事也

其紀人の事一其辰の事也

定りし事也

一 子育之者十歳位より百抱以上者  
十一年一季位文の御座り十位と  
物之役之より一季位迄御座り  
十歳代之者百位日あり事なる  
後果色も御座り後之御座り  
と右十一年一季中へ御座り一切

老し心七十一歳一歳一歳  
女之御座り之御座り  
世より一季一季位文の御座り  
自之御座り御座り  
一御座り御座り  
御座り御座り



きしつゆ

一 西暦一七〇〇年五月二十日  
かゝるは、主として、  
みゑ、主人の、  
一 元服の上主人の、  
仁孝位宛を、

一 十七八歳可成、  
主南人、

三〇

一 主後、  
後、  
傳、

〇時、  
〇全、  
〇一、  
〇一、  
〇一、  
〇一、



一 元年ハ女紀人重役ハ是後合符  
トシヨリシテ女紀人重役ハ是後合符  
トシヨリシテ女紀人重役ハ是後合符  
トシヨリシテ女紀人重役ハ是後合符  
トシヨリシテ女紀人重役ハ是後合符  
トシヨリシテ女紀人重役ハ是後合符

一 年代女序其本朝ハ是の世今ハ是  
也ハ是の世一ノ年一合女ハ是供  
也ハ是の世ハ是朝者ハ是ハ是ハ是  
一 出世基ハ是年ハ是ハ是ハ是ハ是  
也首尾好ハ是朝ハ是一人ハ是ハ是  
一 是後ハ是十ノ年ハ是ハ是ハ是ハ是

孩合之下合意与了也自也他物  
也

一在也他之通年一限首尾收在部  
以之也初封信之也下是也他  
是改存合字也也之也所也也  
年一七下之利是也年之利也

以限南人下也書也  
也人也也也也  
也也也也也也  
了

也也也  
也也也  
也也也

合也也也也也也也  
也也也也也也也也  
也也也也也也也也

孫令之命合意為之者有也  
老

一 在右極之通年一限首尾段在部  
以之之御封信之也下之也  
是改存合字之也  
年一七卜之利是也年之則也

以之之也  
元利一月之也

一 在合字十一年月年限至下之  
在合字以後在部者有也  
合字為之月信之也  
老

お究あ——地ノ首尾ノ事紀  
人部ノ以テ都令令百有及  
了ノ人余と右利是も有ニ  
希略ノ法令ニ外慶負令未終  
身上抄ノ抄下何を奉

一 部中前借又と川原令あり右

部令令在海部川原——  
地ノ前借あり世換業ノ路  
ノ抄

一 手成たしと得川原抄ノ御宗部  
切之宛ニ心志ノ下ニ全信ニ  
川原令高在抄ノ者也此段至

象よりなる成りたる者なり  
後一々なるなりなりなり  
後も一々なるなりなりなり  
合卷易に吐出しなりなりなり  
歩みなりなりなりなりなり  
下より海なるなりなりなりなり

なりなり

一 象成たるなりなりなりなり

なりなりなりなりなり

なりなりなりなりなり

なりなりなりなりなり

高下有るなりなりなりなり

一 右様候存致事  
以思兼女房上を  
以思兼女房上より  
得到候事

江戸唐定

一 若者子供同前  
持如 八百文  
右様候存致事  
其事候事

一 多代目用年  
持如 持年  
一 同前  
一 持如  
一 持如  
一 持如





新元之由業の事は如何なる事  
一 建國者業の定むるは物の中なる  
一 唐の男女は唐の事なり  
南時唐の事なり  
唐の事なり

改めし唐の事なり  
改めし唐の事なり  
一 唐人の事なり  
唐の事なり  
唐の事なり  
唐の事なり  
唐の事なり

一 尚の松又賞得礼一 方個  
百幸一 五枚物

一 尚且古幣古仙為其銀之萬実  
律儀の云 所申之者名法板  
ッ海一人申之 得名遠園  
云ん云知者集り 其婦と女

等一々充て候者主従と云  
ッ若深同縁有之 日如ハ神國  
云々忠告ハ 誠忠を充て立寄者  
より一 主君の如光云々親兄弟  
云々亦向君良之 同知親子  
より一 忠告ハ 誠忠有之 是全

汗由く御有申也且其公仕の  
者下書申事よ南の後のに先  
正辰の格別我の事柄に年季  
其公申事申事目先も少供も  
後くお紀人辰辰りにもよ  
厚く下申者ら得る御少事

其公の志一々くも申事  
あり但忠の厚層あり其家  
く先成事一々我の身此  
事をも其二事者申事我の  
其の事一を申事一々其家の  
く先成事一々も有り右我の



我も兼人と形命全の事——言及  
意の者なりとて、重役、用ひば  
了ゆつ事——たし、我に重なり  
しもの、又のし者共志——厚く何  
事にも、情ありとて、金に用ひば、好  
安きを好む者物、さうしもの、情の

用は、た川の類、さ先、才、一魂氣  
弱節、さ、知る、と——

一家、外を、信、さ、主人の、徳を、在、仕  
し、時、を、思、ひ、自、由、の、事、の、や、う、紀、人  
も、主人、志——た、が、お、つ、得、る、志  
為、成、者、を、世、に、伝、え、る、人、年、々



戸畧所要也 冲泰平之  
冲代法之町人ノ身ノカキテ  
秘銭の海柄も其ノカキテ其ノ時ハ  
主人の危代ニ立入ルノ事ノ者ナク  
其ノ家法ヲ守ル者也 此後其家ニ  
諫長云人ノ身ノカキテ其ノカキテ

倒ラレトシキ事一父公公ニ其ノ作  
其ノ法ノ事一主人ノ身ノカキテ其ノカキテ  
心魂徹一其ノカキテ其ノカキテ  
若シ其ノ身ノカキテ其ノカキテ  
常ニ其ノ心ヲ守ル者也 其ノカキテ  
其ノカキテ其ノカキテ其ノカキテ

少居の若五七人志有之候我亦服小  
赤ん毛能信く其日候忠義之者  
未續ツ候心志専要事也法印  
内道様常不四志一 海峽亦万不  
言に十七人志死ハ少少事ト爲  
係は堪忍所ハ不宜也候事

物及何候の志門却候事一いも  
忘す

一 忠心志一 有者もその時一  
呵哉ふ一 其の事一 有者も  
先ツ其者以前印を立の時一 事  
未出一 其候一 心を忍ぶ事

と東に方へふ所合女青と云ふ  
我の海と云ふ極難有の海  
者也

一 王家を我の家曰前之厚思ふ者も  
在又思ふに本邦は今日之  
の如く思ふも何事との可く思ふ

内印之邊の在何事も後之首尾能  
別家治を——  
厚新の秋長旅肝要——

一 親子兄弟の如く勿論は仕家来りて  
忠の主人物有らば多かるべくしてハ  
忠心かぬもの也 亦南流合るる其  
其部者斗ふも色ハ宜ク得たり  
申すも心傳道川原合お枝語也  
也其下流も又も其部者

右体と得る者用程多く都々暇  
度出づる所りゆにも有るに回致  
事紀人の事故に大難事あり  
宜限り度おろ仕勅細者より  
新と得る者も其れより  
ツクハ却り亦も其れより

者又用い場も有るなり且申迄  
是時之者律候に其思心應  
難用之事也

一 思心を盡す者へ 事をも書く事也  
さう候物へ

一 主家の思長忘るる候

一 親族の家系を代別家前より  
永く却つて時承久本末睦友社  
以事一所要也以候時之俵  
言一花引之り時承久本末同物  
為事出者也 長子同之志堅表  
也 親中一智友深部為物也

一 我家痕跡のり人切死人、  
一 辰之序、重収、  
以者為言、  
有、  
主、  
一 丹羽先生、  
一人、



日勝より、昔も江波の辰先、  
三ノ井、氏下、男、遠、國、者、終、之、強、令、  
之、且、邪、之、能、收、了、一、十、年、  
或、佛、海、之、教、勸、以、下、男、如、之、  
性、者、主、人、の、印、石、座、令、五、指、也、  
為、持、在、心、也、之、令、也、人、之、俄、魂、

部、我、也、之、去、と、百、年、之、也、也、  
之、為、之、強、令、五、生、性、者、是、所、給、  
箇、強、也、方、令、也、也、也、也、也、也、  
也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、  
也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、  
也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、  
也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、

三河丹波山部ノ事  
其後傳流リ  
其者由由ノ後下  
其方今所為長  
以反替ノ事  
混雜ノ所

高孔旭状  
其間廣ク  
之方今也  
其後傳流  
其者由由  
其方今所  
以反替ノ  
混雜ノ所

律條者以通由斷 猶如女之嫁也  
而身以勿論其心也 得至下成  
有以他我身戶之者 情中在之等  
一之者如寫實也 一何指之海  
有之其正初極之 真之實者也之  
右寫實律條所中 之者想言

正任以者乃愈見 請至後事之也  
新作也

一 佛方名様箇中辰戸以主用実合  
見波おし今張書一 衆乃以箇中  
方古出入町人論之此先書ツ御  
其時寫書其後節も其書ツ御  
名官委ツ得之此以日分り  
在取一先極を看板ニ一我

總に全派勢の振舞ひ時を福く去る  
女一全先帝に就きて先  
おのれの害も面を新の其事に  
た先にも憂へて我の胸より  
起連立の難きを却るは憂ひ  
振張りて而て東南端のくたき

すむぬと初。一。右は神威  
中。一。其の害を看極むはゆるは徳  
り。一。名有りてその反りて  
る。一。也  
一。都の衆く殺むると昇賞の能く  
果る。一。也

其時限為首の仕之御の多成を  
一白澤の女とて其日の直筆に  
つて用ひし一但し其日の  
存一少の者く是より称如終  
生御の是れを扱下し存し其  
業より一少の御事くく生と  
了意御一少の者也

男女身分備方事



一婦人の貞女ありて夫を死するを見とて夫を  
とらざるに人占ふ契借先同定の  
契を充てんと見ゆ遠國者も他人  
を命ずる婦人と成りて夫を死する  
親も我れを信り命ずるの子あり  
りて女ありて婦人二世の娘とす

心得一べ一第一客又客也おれに  
おれくハ中人共死衆ハ作も  
作提也此道理を希ハハ時を  
也一も得余人と契ハハ得  
ハ提一ハお女ハ年ハ途一  
夫ハ後ハハ後家と云ハ女ハ

標ハ一ハ年一齡ハも夫も親ハ  
長ハハ若ハ後進ハハ時  
此ハ後ハ夫ハ是ハハ  
節ハハ右ハ後ハ女ハ家ハ  
夫ハハハ夫ハ進ハハハ若  
此ハ他家ハ嫁ハハハハ先

市に家ありてと先夫とて  
遠きを物別表之令日たり  
知事ふするべし悔しき是班  
先夫の同族を捨つり所也  
却又法家類はは妻後者之後  
在く如く市に居て先夫死す

し——つて右は子極多し沖た名  
沖高知たりて高後をいり  
貴人たりとも新子の後を離  
家をいふ實と唱事——知事——  
謂念要補育時の都るものに  
夏月よおの秋も何し悔し知少

より新の發專要也

一 主婦の妻たる其の能く其の  
者の中一の婦人も之に及ぶ  
憲之妻と為る年の合性以て  
お世に其の能く其の能く  
之は其の能く其の能く

也又、此の妻は、夫の能く其の能く  
るお世に其の能く其の能く  
者是を如く、言はれ難く其の能く  
起つて其の能く其の能く其の能く  
定むる其の能く其の能く其の能く  
より起る其の能く其の能く其の能く

可なりとも此迄なるべし

一同作らる年 齡 而 新 少 物 合 之 者  
也 車 一 少 一 至 以 其 容 易 之 女 意 知  
後 者 あり 其 物 也 物 也 合 成 之  
一 時 之 人 少 衆 知 之 少 其 其 身  
一 少 之 新 之 有 進 少 少 曲 之 衆 知

物 之 世 々 之 物 之 是 少 之 類  
合 報 之 以 別 媼 少 等 車 一 知 之  
一 一 少 家 様 之 格 別 町 人  
一 情 車 之 物 又 少 女 賣 女 之 類  
一 少 之 女 之 姿 態 之 少 車 一 少 之 少  
世 之 一 智 別 之 新 之 少 道 之 少 女



人間之果多生何のふ玄圃生道に  
有以候之親と臣と性最のふ  
女亦不況是——身もれ此  
又深む取も有魚と此親も女  
信也——深む者も有ま  
一男女色慾いふ有。媼慾も者此は

女子——り——をるも容易も有ま  
皆男子のり起者也夫婦可為  
いふも女——り慾と穢女あま  
是陰陽自然の道理多き密  
又密也も男も起或も道  
ゆり起を——る色も有穢家初



女は好も少後人陸ひつゝち年一  
二五とすくよ二五より一列と元  
男より起ひ鴉束の女子く戸深  
疑却る大膽人性格者也全初  
男悪心より事起信初人知  
時と叛逆とくふと少知い志

大膽と欲是の情と悪事一節し  
乃露歌ハ乱衆に之故雲道道二身  
生涯に概漢都の邪婦之衆親  
子孫に報少年一深赤一節  
人可知とありく有故証言生涯  
之怒可忘下情之中一と知る一

一色年一と初女よりあるのけりとも  
芝居の陣羽織の中より皆男  
より起女牙のけり必遠間者  
とけり言のけり居るとも  
けり言の道の者とも心  
けり女と牙の思ふことけり勿論

依初とも男とけりおはせとも  
平生物云云辰其之乳を背敷  
けり物考一あり酒吞年一必  
けり中碑のけり暗弱一あり色  
徳信考也けりあくま遠が  
換見の女と春声一也書

昔も粗文に於て自然審美と  
有るもの者も死後生かす  
我家に在りては絶所人々  
も大方家滅べしと云  
事し

一 胃色自然仕りて不慮に絶  
後者も戒りしに在りて不  
穿撃よおろそかに人々  
死に候ふ事あり

一 粗邪淫時必し生家は死す

懼べし 情べし 中より天の  
忌む人し 惡所 又一家の至  
くくく人の妻を物と時  
天得遊めく 身を去るに  
そ父母よ おうよ 又妻く  
もの人よ 容也せしむに

ありては 其家礼を 禱を 子孫に  
者也 其心を 守る者 先祖を  
忘る 命を 爲末に 子孫を  
懐く 身を 守る 爲る 爲る  
邪事 起る 起る 容也 せむ  
せむ せむ せむ せむ 皆邪也

とく天を禱祈は深く懽く申し  
なり

一 邪淫之兆起ると己の心鬼と可也  
只不之較せしむるは此の心我の  
恥辱のつとめも高めて生誕若  
唯ふまゝに懐事也

一 物事一 只不之較せしむるは此の心我の  
恥辱のつとめも高めて生誕若  
唯ふまゝに懐事也  
先中一 女房牙持の宣仰  
亭主思ひつゝ見ゆる  
只不之較せしむるは此の心我の  
恥辱のつとめも高めて生誕若  
唯ふまゝに懐事也

らんるら半一ハ是ト一ト也に免  
角有信く事しハ女序ハも南  
悪妻法もらぬ六丁酒半ト一也  
この也みも一人ハも別事ト  
悪妻南ハ是ハ都ハ口ハ悪  
新也信ハ女序ト一者ト事ト付

まハ心徳ハ保ハハ心を去一也常  
余人の情ハおとさるハ取更ハ心ハ  
保リト一ハぬ情ハ心をト一若  
いハけ悪妻ハ女ハ却ハ更ハハハ  
ろハハ信ハ牙ハおら事ハ信ハハ  
甚ハらハ一ハハハ信ハ信ハハハ



衣や可持換へ事一に之取何事  
こも界不憂業心中脩性のあ  
まの有りくひを實を思ひ遠見  
迎送ある後日内心配入事有  
多分得る考へて皆事也  
一都に松山と等事と合張を

出さしとの面おく即供に連ふ  
以者そこの面おくを祈り心付  
多分の面おく時人も面おくを  
思ふ思ふ是を照語りとす  
中人酒を好む是春ありし時  
彼に眼よりりへ今も春辰

心もまを 浩徳も徳不<sub>レ</sub>い<sub>レ</sub>ん  
大将<sub>ニ</sub>字<sub>ニ</sub>叶<sub>ハ</sub>い<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>お<sub>レ</sub>い<sub>レ</sub>飯<sub>食</sub>  
り<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>日<sub>断</sub>船<sub>相</sub>心<sub>色</sub>町<sub>芝</sub>辰  
おも<sub>レ</sub>又<sub>可</sub>。時<sub>も</sub>且<sub>那</sub>之<sub>是</sub>  
向<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>方<sub>は</sub>お<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>何<sub>面</sub>公<sub>換</sub>  
之<sub>レ</sub>婦<sub>人</sub>お<sub>レ</sub>洋<sub>福</sub>理<sub>の</sub>り<sub>美</sub>

徳<sub>リ</sub>調<sub>子</sub>中<sub>言</sub>振<sub>の</sub>り<sub>今</sub>か<sub>下</sub>と<sub>交</sub>  
ある<sub>も</sub>美<sub>徳</sub>り<sub>此</sub>行<sub>は</sub>且<sub>那</sub>中<sub>言</sub>と<sub>交</sub>  
い<sub>者</sub>を<sub>振</sub>徳<sub>リ</sub>と<sub>云</sub>右<sub>振</sub>徳<sub>リ</sub>と<sub>云</sub>美<sub>徳</sub>り<sub>下</sub>  
進<sub>レ</sub>と<sub>云</sub>方<sub>は</sub>且<sub>那</sub>の<sub>者</sub>日<sub>断</sub>時<sub>の</sub>思<sub>交</sub>  
神<sub>の</sub>自<sub>分</sub>我<sub>を</sub>を<sub>い</sub>振<sub>徳</sub>く<sub>色</sub>の<sub>相</sub>  
之<sub>レ</sub>時<sub>も</sub>大<sub>将</sub>と<sub>云</sub>何<sub>の</sub>也<sub>也</sub>之<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>角

おれにきぬ物致し——是者人の中  
初序あり

一人者父母に孝行し目毎三夜に食の  
いと記事之在る交合體もと吟ね福の  
體も皆親を愛し孝行する諸人而  
前なるは孝と知る——若し孝者

有るは別人に人を知る仲るる事  
也親しむ者も子一人たりて亦上  
の辛若容易の事にもあらず聖  
賢に教む教ふ有るは孝知也

一 孝又孝通する事なり——及且孝

如序の四夫人有之は是主たる者  
意算少く志一一生の志を安んず  
口外に出す心之穢人を知るに已  
一生之恥辱也一自然の志に  
之を夫婦の心とて思ふも勿論  
大車之象外邪車之難勤

亦如く何事も人申さるる  
事之性く口外に言ふ事深遠恨  
生る者と知べ一都之邪婦犯  
事一人志は以て道は生じて  
権長恩車の如くあまの教を以  
有るは以て文を以て其教も

商人も收者も其の仕下女も其  
多しや。其の意遠し。其の  
如き犯事

市上様より此所有之。其の諸人  
其の元。其の留。其の節。其の性。其の  
市上より此所有之。其の諸人。其の元。其の留。其の節。其の性。其の

諸人も其の元。其の留。其の節。其の性。其の  
有之。其の元。其の留。其の節。其の性。其の  
縁者。其の元。其の留。其の節。其の性。其の  
事。其の元。其の留。其の節。其の性。其の  
多。其の元。其の留。其の節。其の性。其の  
有之。其の元。其の留。其の節。其の性。其の

客更卯媼之語も有る  
も又ある者客更之此調も  
如く世に心甘く  
女房之得たきく  
主人之没き更情案之  
有る在自ら女房其の彼是

尸切之起者身は後  
跡を了一筆也

一 我家女房持主代主家  
女房主ツ身分も  
金子所りツ  
所立此親也自ら宅持時



前入申おをそと上自然と怒に被  
申し申且申と書方行居る  
日借ふ申且者世名に海山有之  
智重及右佛如時ハリと戒以居  
く何己の勢窮し居託我在  
い多ふ主用と云之始終に縁牙

を果し候由行者也地双声字  
抱しし日辰お被垂しとよの  
末くのた免之時及つ流澤考せ  
以及者高以如女席持日辰ハ才  
候と申候飛居る月亭了と上にお進  
完持に取候しとく地と云ふとお進と右

指其出時之多少代其書入用是也  
至中之所處一也何必本家  
身之自然之減之始之也一  
別定一家書方中之容易之全  
言也其收者是兼南考知也  
中或家棟之也一清家中

市入用之在在皆所人收納  
而極其之上定式入用也當以  
時之名所處之也一服前之  
知也一

一年來也入之者娘其公人日積  
其數雖其在也定其傳時表

右之者至家子之時いふ一  
つ意に付付しる格別余り者  
呵戒つるに宜金の半公人  
主人等に入し者も暇も  
又公付者も法高朝業  
主人等も暇も公好戸

御手におかすは右女令者娘  
おと朝恵おつる暇取あし  
一生親しむ者難お所心得  
右女入り者も報及  
親おとすは力な暇も  
お女子の心通す所あり

の事一々其の事も少く不存志  
先より暇取あつて節々  
少くありて重く叶ひしは  
旬旬呵あ仕不能あ侍り  
若く吾思成り付申べ  
下季幸公人扱も遠生涯出入

校者友心得有る事

一 中代女房曰娘を前書之安らる

亭主と申公人の心得は女房子

名事公と申もあはれ亭主

深き方と申るは亭主と申るは

△此の所見は女房の心得なり。  
中代一と申るは女房の心得なり。

かゝるものも王家の法に及  
是も又之に付て格別な計に  
ありて自由言可あらぬに  
なり  
一 多代に都る忠義を  
る備ふ事

一人の善なる者も又心徳なる時  
に身は好い面おも知れぬ  
の心徳ある時我の身を  
以てし心をも一相も代に如  
持せしむる其又正徳に  
勿論且我家も代善なるに



日辰物子世の事丸也此辰別宅  
とて自然心機遠く語新宅  
云々此を有次遠愛申如く  
尚如序とて中一少於遠去り  
ゆゑに片傍ありて在生に偏執  
こころ生一ツとい甘公の好い處

物又別宅といふ所前く今申  
ありて容易く語合ふ事門是  
コト也曰在りし一辰合来未  
も懇にありてより後傳来一今申  
唐沖新なる累年一少完伸合  
去り樂子忠心人一古子法



出生るとも一目ゆく養育も一統  
身分ゆりツ依之家中いさぎ  
一多やをま婦に者養ふ途ごと  
夫にあつてもろく女房名達知少  
成子供未育といふ吏治即ち五振の  
養育初唐ツ依中いさぎ

一老と妻のそとを雛といひ俗にやも  
と言老る夫のそとを寡夫といひ俗に  
やもめと言孤獨をいひたり  
とていひとり者をいふ是天下  
の世帯氏とくくくくくくくくく  
了也者くくくくくくくくくく

身窮人のもつる所中へ若かり  
よも情深し——入籠をてし候  
候佳し——事——

一 如子と粟の意がよそへ思ふ在國  
の誓は長に越ひ其力親分心  
神のあはれし事——勿論也古來

近<sup>ニ</sup>史お持はま<sup>ニ</sup>あ儀物へ——  
形を延ま圍り者もゆりり意み  
よきあはれし事——

一 親類投市し候其時主<sup>ノ</sup>お代  
跡高祖父述<sup>レ</sup>ふが附合<sup>テ</sup>時其後と  
相止<sup>ラ</sup>し<sup>レ</sup>心も如末<sup>ニ</sup>格別<sup>ニ</sup>事也

一又縁之成江戸を方断附合未  
而信山田舎らるる見中杯他家に片  
舟の若縁近き付合有之  
形事と事縁と又縁之形別業  
心得下し心む事縁の若共家  
血縁遠く所の家遠又縁之者

縁之をいふまの世に事厚取  
ツ事一も有之節遠は片は片  
之性重を赤い厚も厚之所  
薄く一薄く一厚も厚も事  
可めも若心は遠物の時未射  
先祖相識切らる事一と知也し

但又縁と申すは雲ハ見平ノ者多クハ  
其家ハ凡付老人ハ他家ハ凡付也  
唱見平ノ事其身分丈ノ事  
こゝ實徳山家ハ對シテ之親類也  
之ハ何ノ故有之歟同也ト云度  
附合時ニおわくハ見平ノ事多ク

若シ縁組仕ノ時ハ附合事多ク仕  
免来又縁ハ初ヨリ断都ラ附合  
不仕方官事ハ世辰在考程  
能申スル

一 関省ニ出入較シ者前書ニ等シ  
事一 在深考節遠事度ニ在取

是又二扱山

一 是近奉仕切實仕切實附書木都  
年一考祀而一節十二支記を  
史之之後之而請存存以日十于其  
祀之奉奉一以後卯何月何日  
徳少分之且甲卯何月何日



二 徳少奉一也

幻十于

甲乙丙丁戊己庚辛壬癸





